

お子さまの成長を24時間安心して見守るために

小学生のための

キッズガード[®]

『児童総合保障共済制度』ご加入のおすすめ

(こども総合保険)

お申込みいただけるのは
小学校入学前の
今だけです!



オンラインの
お申込みはこちら

申込締切日を過ぎた場合は、
ご加入いただくことが
できません。

児童総合保障共済制度の3つの特長

約59%割引

団体割引(30%)、
損害率による割引(40%)が
適用されています。

※加入者50,000名以上の割引率

簡単な請求手続き

Webでの事故報告で
スピーディーに
保険金をお支払いします。

※利用条件は、3ページをご覧ください。

示談交渉サービス

日本国内で賠償事故の加害者と
なってしまった場合、示談交渉
サービスがご利用になれます。

※詳細は補償概要をご覧ください。

(公社) 全国私立保育連盟

引受保険会社

AIG損害保険株式会社

申込締切日

2026年3月31日(火)

申込締切日を過ぎた場合ご加入いただけません。

補償期間
(保険期間)

2026年4月1日(午前0時)~2027年4月1日(午後4時)

口座振替日

2026年6月29日(月)

自動更新

掛金は**口座振替**で、小学校卒業まで**自動更新**となります。

必ずご確認ください

この『児童総合保障共済制度』に「保険の対象となる方(被保険者)」としてご加入いただける方は、「公益社団法人全国私立保育連盟(以下、全私保連)」の賛助会員である方のお子さまに限ります。全私保連の賛助会員は会員施設もしくは認可保育園、認定こども園を卒園予定の児童の保護者で、全私保連の活動に賛助いただける方です。そのため本保障制度の掛金には全私保連の賛助会費1,100円が含まれています。

こんな時、保障制度が役立ちます！

1 個人賠償責任補償

示談交渉サービス付き

ご家族全員が対象

自転車事故でお子さまが加害者になってしまった場合や、誤って他人のものを壊してしまった、他人にケガをさせてしまった場合の**損害賠償**を補償します。

自転車事故で相手に大ケガをさせてしまった…



自宅学習中に学校貸与端末を誤って落とし破損した



小学5年男子児童の自転車衝突で母親に約9,520万円の賠償命令（神戸地裁判決）

2 育英費用補償

お父さんが交通事故で**重度の後遺障害を負ってしまった…**

扶養者が万が一の事故で死亡や重度の後遺障害を負った際に、育英費用補償（一時金）全額をお支払いします。

1



2



3



3 傷害（ケガ）補償

学校生活だけでなく、塾や習い事など、**学校が休みの日も含めて24時間補償**します。

※医療費助成などによる、自己負担の有無に関わらず、お支払いの対象となります。

捻挫で3日間通院した



10 携行品損害補償

携行する**身の回り品が壊れた時**の補償です。
（自転車など一部対象外の物があります。）

運動中、ボールが当たってメガネを壊した



12 病気の補償

※医療費助成などによる、自己負担の有無に関わらず、お支払いの対象となります。

お子さまの**急な病気**は、心配です。入院を伴うとさらに不安です。**お子さまが病気**で、**入院された場合**でも補償します。

1

子どもがひどくお腹が痛むらしくて…



2

盲腸で10日間入院してください。



3

病気補償つきプランだから助かったわ。



プランによって補償項目が異なります。詳しくはプラン表をご確認ください。

活動範囲が
広がる小学生

いざと
いう時に
安心です!

[P1プランの場合]



保険金支払い事例.1

自転車で帰宅途中、人とぶつかり重傷を負わせてしまった。



【個人賠償責任補償】

お支払金額 7,240,000円

保険金支払い事例.2

自宅学習中に学校貸与端末を誤って落とし破損した。



【個人賠償責任補償】

お支払金額 38,500円

保険金支払い事例.3

扶養者である父親が、交通事故で死亡した。



【育英費用補償】

お支払金額 200万円

保険金支払い事例.4

運動中、ボールが当たってメガネを壊した。



【携行品損害補償】

お支払金額 15,000円

保険金支払い事例.5

風邪が悪化し、肺炎で10日間入院。



【病気の補償】

お支払金額

●疾病入院医療保険金※
25,000円(2,500円×10日)

※医療費助成などによる、自己負担の有無に関わらず、お支払いの対象となります。

デジタル保険金請求

もしもの時は、スマートフォンやパソコンから簡単に保険金を請求できます。

24時間365日
オンラインで受付

面倒な書類の郵送は不要

ケガで通院した…



●ケガの治療が終了したら

Webにアクセスし、
必要事項を入力



●加入者証をお手元にご用意ください。

受付完了通知を
メールで受信



●必要書類がある場合はメールでご案内します。

ご指定の口座へ
保険金を
お支払いします



※デジタル保険金請求は、お子さまのケガによる入院・通院、病気による入院・手術、携行品損害が対象です。利用方法は後日送付する加入者証でご案内します。
※ご利用にあたっては、所定の条件があります。詳細は、加入者証でご確認いただくか、引受保険会社までお問い合わせください。
※E-mailを@aig.co.jpから送信いたします。ドメインを制限している場合は事前にご確認ください。

簡単支払特急便

お電話一本でスピーディーに保険金をお支払いします。

子どもが、鉄棒から落ちてケガをしました。病院に5日間通院したのですが……



ハイ、AIG損保です。P1プランにご加入ですので通院保険金15,000円をお振り込みいたします。



こんなに簡単に保険金がもらえるなんて「簡単支払特急便」って、便利だわ～



利用条件

- ケガによる入院・通院、病気による入院・手術で10万円以下のご請求であること
- おケガされた状況とおケガされた体の部位・状態、治療内容に整合性があること
- 保険料引き落とし口座へ保険金支払いが可能な契約であること
- 報告者が被保険者本人(被保険者が未成年の場合はご両親のいずれか)で、お電話でご本人確認ができること
- 通話内容を録音することをご了解いただけること
- 事故日から3ヶ月以内かつ治療終了していること

※ご利用方法と受付電話番号は、後日送付する加入者証でご案内します。

※年間を通じて4回目以降のご請求は、書類による手続となります。

受付時間

9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

全国団体の割引適用で、手頃な掛金で充実の補償

約59%割引

おすすめ!!

月額換算
1,000円

年間掛金（一時払）

P1プラン

12,000円

T1プラン

9,000円

A1プラン

8,000円

B1プラン

7,000円

割引適用前の掛金

27,820円

20,510円

18,100円

16,380円

3	傷害（ケガ）補償	① 個人賠償責任補償 （1事故あたり支払限度額）	2億円	2億円	1億円	1億円
		② 育英費用（一時金）★	200万円	200万円	150万円	150万円
		③ 入院保険金★ 日額（180日限度）	4,500円	3,600円	3,300円	3,200円
		手術保険金★ （1事故あたり1回） 手術の際の入院の有無によって	入院中:4.5万円 入院中以外:2.25万円	入院中:3.6万円 入院中以外:1.8万円	入院中:3.3万円 入院中以外:1.65万円	入院中:3.2万円 入院中以外:1.6万円
		通院保険金★ 日額（90日限度）	3,000円	2,300円	2,200円	2,100円
4	特定感染症補償 【補償範囲を拡大する特約】	死亡保険金★	306.7万円	255.9万円	225.4万円	217.7万円
		後遺障害保険金★ （障害の程度によって）	死亡保険金の 4～100%	死亡保険金の 4～100%	死亡保険金の 4～100%	死亡保険金の 4～100%
5	④ 細菌性食中毒補償 【補償範囲を拡大する特約】		○	○	○	○
6	⑤ 熱中症補償 【補償範囲を拡大する特約】		○	○	○	—
7	⑥ 地震・噴火・津波補償 【補償範囲を拡大する特約】		○	○	○	—
8	⑦ 被害事故補償 （1事故あたり支払限度額）		2,000万円	2,000万円	—	—
9	⑧ こども搜索費用補償 （保険年度あたり支払限度額）		300万円	300万円	—	—
10	⑨ 携行品損害補償 （保険年度あたり支払限度額） （自己負担額3,000円）		10万円	—	—	—
11	⑩ 病気死亡見舞金★ （葬祭費用）（支払限度額）		100万円	100万円	100万円	100万円
12	病気の補償	疾病入院医療保険金 日額（1泊2日以上入院） （60日限度）	2,500円	—	—	—
		疾病手術医療保険金 手術の際の入院の有無によって	入院中:2.5万円 入院中以外:1.25万円	—	—	—

※ 各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償される項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「○」と記載されている場合は補償対象となります。

※ 上記掛金（保険料）は、過去の実績等をもとに加入者50,000人以上の場合の割引を適用したものです。

※ 割引適用前の掛金は、団体割引等が適用されない場合の掛金です。

※ 掛金には公益社団法人全国私立保育連盟の賛助会費1,100円が含まれています。（賛助会費は、当団体の子育て支援活動に活用しています。）

主な補償内容のご案内



ご家族も
補償
されます

1 個人賠償責任補償 示談交渉サービス付き(国内のみ)

お子さまやそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。受託品賠償は時価額を限度に補償します。
※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。
※ご家族の対象範囲の詳細は補償概要でご確認ください。

2 育英費用補償



扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。

3 傷害(ケガ)補償



授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故によりお子さまがケガをした場合に補償します。補償される項目については、プラン表でご確認ください。
※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。

4 特定感染症補償



お子さまが補償期間中に法令で定める特定感染症(一类～三类感染症)(注)を発病した場合に補償します。補償される項目については、こども総合保険の補償概要でご確認ください。
※初年度契約の場合、補償期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症は補償の対象になりません。
(注)「特定感染症」の詳細は用語のご説明をご確認ください。

5 細菌性食中毒補償



お子さまが摂取したものに細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。
※補償される項目については、こども総合保険の補償概要でご確認ください。

6 熱中症補償



お子さまが日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。
※補償される項目については、こども総合保険の補償概要でご確認ください。

7 地震・噴火・津波補償



地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。
※補償される項目については、プラン表補償名の横に★マークの付いている項目になります。

8 被害事故補償



お子さまが犯罪行為またはひき逃げ事故の被害者となり、死亡または所定の後遺障害が生じた場合に補償します。

9 こども捜索費用補償



お子さま(満12才になった学年まで)が行方不明となり、捜索願提出後180日以内にその捜索のために親権者などが負担したポスター作成や探偵に捜索を依頼する費用などを補償します。
※身代金などは補償の対象になりません。

10 携行品損害補償



お子さまが携行している身の回り品に、破損・盗難・火災などの偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額(修理費または時価額のいずれか低い金額)を補償します。(1つ10万円が限度、乗車券・通貨などは合計で5万円が限度)
※自転車など一部補償対象外の物があります。

11 病気死亡見舞金(葬祭費用)



お子さまが補償期間中に病気を発病し、補償期間中または発病から180日以内に亡くなった場合に、実際に負担した葬祭費用を補償します。
※補償開始前に発病していた病気を原因とするものについては、補償の対象になりません。

12 病気の補償



お子さまが補償期間中に病気を発病し治療を受けた場合に、次の保険金をお支払いします。
疾病入院医療保険金…1泊2日以上入院した場合に、入院日数に応じてお支払いします。
疾病手術医療保険金…所定の手術を受けた場合に、お支払いします。
※補償開始前の検診(入学前の健康診断等)で指摘された病気など、補償開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。

重要

補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」など)は下記から必ずご確認ください。

補償概要

<https://www.aig.co.jp/sonpo/school/hosyo>



重要事項説明書

<https://www.aig.co.jp/sonpo/school/jusetsu>



補償概要および重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめします。また、約款はこちらでご確認いただけます。(https://www.aig.co.jp/sonpo/eyakkan/kodomo)
※書面による提供をご希望の場合には、取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

SB-202401

ご加入いただく皆様へ
補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」など)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」など)が記載されている部分については、その内容をご確認ください。なお、この保障制度に関するお問い合わせは、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

加入者サービス

病気の予防や早期発見、日常生活で役立つサービスをご用意しています。

①健康相談サービス

- 対 象** ご加入のお子さまとご家族
- ご相談例**
- 体調がすぐれないが、どの診療科を受診すべきか相談したい。
 - ケガの応急手当、どうしたらいいの？



(1)ハロー健康相談24

24時間年中無休で、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談に、相談スタッフ(医師、保健師、看護師、ケアマネジャーなど)がお電話でアドバイスします。

(2)専門医による電話相談(予約制)

各分野の専門医に相談できます。診断書や検査データなどの提出は不要ですので、お気軽にお申し込みください。(所定の予約受付時間内に事前申し込みが必要です。)

予約受付時間 月～土曜日 9:00～22:00 (日・祝日・12/31～1/3を除く)
※予約制/相談時間:約15分間

③セカンドオピニオンアレンジサービス

- 対 象** ご加入のお子さまとご家族
- 受付時間** 月～土曜日 9:00～18:00
(日・祝日・12/31～1/3を除く)
- ご相談例**
- 他の治療法はないのか、相談したい。
 - 自分の病気に精通した専門医の情報を知りたい。



(1)セカンドオピニオンの手配

各疾患領域で専門的治療に取り組む医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師(総合相談医^{※1})による面談またはオンラインでのセカンドオピニオンを手配します。

(2)専門医療機関への受診手配

通院先では対応できない専門的治療が必要と主治医に言われた時、対応できる医療機関を探し、受診手配します。(未治療^{※2}の疾患に限られます。)

(3)「ドクターが薦める専門医」の情報提供

相談スタッフが病名やご希望地域等をお聞きした上で、適切な専門医^{※3}のプロフィール情報をご提供します。

- ※1 各疾患領域で豊富な知識・経験を有するとして、ティーベック(株)の医師ネットワークである「ドクターオドクターズネットワーク®」に参画する医師や、提携医療機関が選定した医師です。主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供します。
- ※2 原則、何らかの治療が開始されている場合には対象となりません。
- ※3 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師で構成されティーベック(株)が運営する評議員会において推薦・選考された専門医。

※受付電話番号は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687(サービス利用方法24時間テープ案内)にご連絡ください。

※ご相談内容などにより、ご要望に添えない場合があります。また、ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※各サービスは、補償期間(保険期間)中、AIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。

※弁護士相談サービスは、ティーベック株式会社が提携する法律事務所がご提供します。なお、AIG損害保険株式会社の提供する保険に関するご相談等AIG損害保険株式会社と利益相反に該当する可能性のあるご相談は本サービスの対象外です。

②弁護士相談サービス

経験豊富な弁護士が身近に存在する法律相談をお受けします。

- 対 象** ご加入のお子さまと保護者
- 受付時間** 月～金曜日 10:00～17:00
(土・日・祝日、弁護士事務所休業日を除く)
※Web、FAXでのご相談は24時間・年中無休で受け付けています。
- ご相談例**
- 相続で揉めないようにするためには？
 - 子どもの監護権と親権の違いは？



④メンタルケアカウンセリングサービス

心理カウンセラーによる面談カウンセリングを年間3回まで提供します。

- 対 象** ご加入のお子さまと保護者
- 受付時間** 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日・12/31～1/3を除く)
- ご相談例**
- 理由もないのに突然不安で胸がドキドキする。
 - ゆううつで気分がすぐれない。

専門家による面談

完全予約制で、心理カウンセラーによる面談カウンセリングを実施します。



医療機関のご案内

カウンセリング後、必要に応じて医療機関をご案内します。



※保護者の方のカウンセリングについては、ご加入のお子さまの子育てによるものに限ります。

ご加入手続き

- オンラインでお申し込みください。園児向けキッズガードにご加入だった方には、加入依頼書を同封した案内をお送りしていますので、加入依頼書からでもお申し込みいただけます。
- この保険以外の保険契約に「個人賠償責任補償」「育児費用補償」「携行品損害補償」等がセットされている場合には、補償が重複する場合があります。その場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご確認ください。
- 締切日までにお申し込みいただいた場合、掛金をご指定の金融機関口座より振り替えさせていただきます。
- 加入者証は掛金の振替日の1～2週間前にお届けします。なお、加入者証到着前でも補償開始日より補償は開始されます。

●次の場合、ただちに取扱代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。

1. 補償期間中にこの制度の対象となる事故または病気にあわれた場合は、事故の日から30日以内にご報告ください。その後の手続きについてご案内します。インターネットによる事故受付も行なっています。詳しくはAIG損害保険(株)ホームページ(<https://www.aig.co.jp/sonpo>)をご覧ください。
2. 後日お届けする加入者証の記載内容(住所・扶養者名など)に変更があった場合、特にお申し出がない限り、在学中ご契約は自動的に更新されます。

●「小学生のためのキッズガード」は公益社団法人全国私立保育連盟「児童総合保障共済制度」のペットネームです。

●契約者である団体は、加入依頼書に記載された、またはオンライン申込み時に入力された個人情報を当制度の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校等に提供する場合があります。引受保険会社における個人情報の取扱いについては、重要事項説明書でご確認ください。

●引受保険会社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しています。

●このパンフレットは児童総合保障共済制度の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。



取扱代理店・扱者

引受保険会社

AIG損害保険株式会社 学校契約センター
<https://www.aig.co.jp/sonpo>
TEL 076-443-8740
(受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始を除く)
〒930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111